

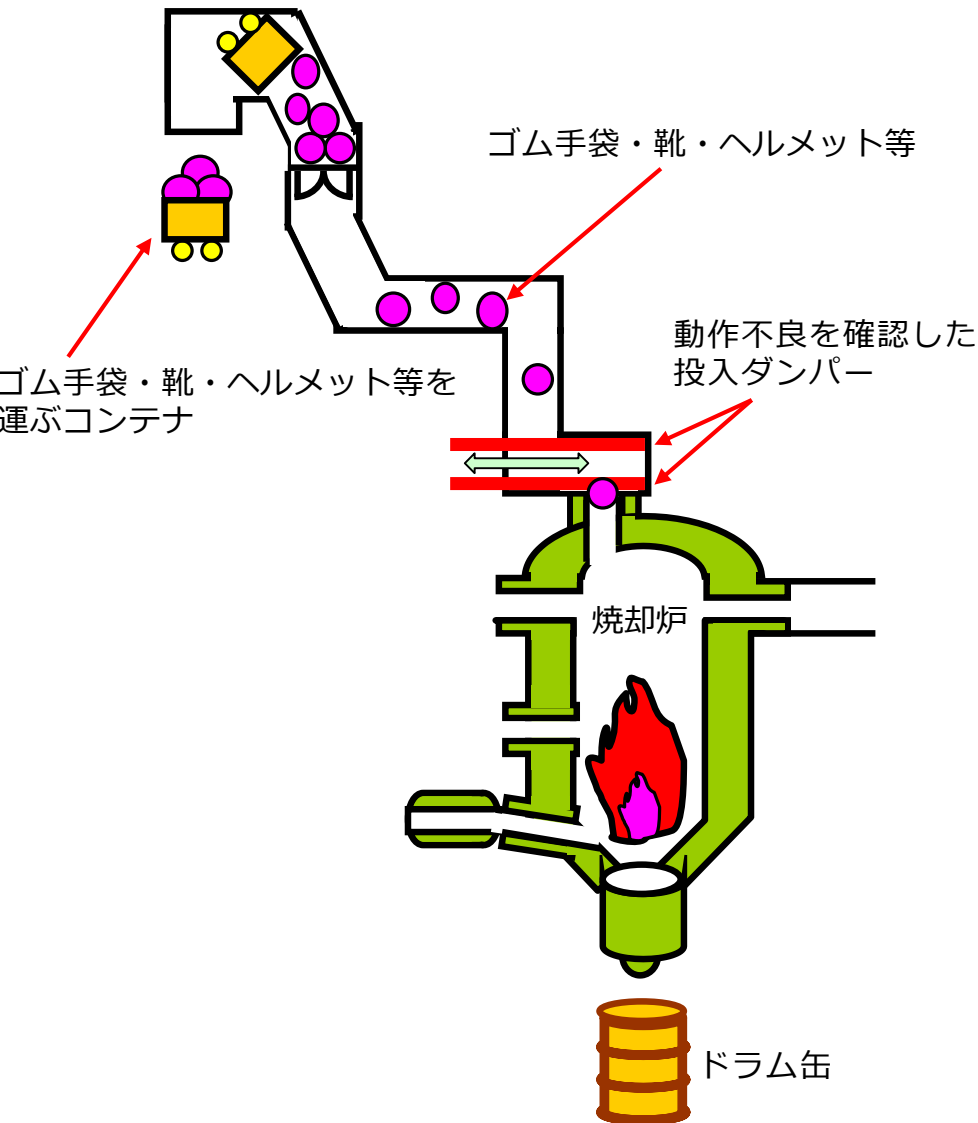
# 福島第二原子力発電所3号炉における第2回定期事業者検査の延長について

- 2022年7月28日、原子炉等規制法に基づき、3号炉の定期事業者検査の計画等に関する定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）を、原子力規制委員会へ提出いたしました。
- 本計画に基づき、2022年8月29日から開始した3号炉の定期事業者検査において、雑固体廃棄物焼却設備\*（以下、当該設備）の機能検査を11月30日に実施したところ、廃棄物を投入するためのダンパーが全開から全閉にならないことを確認し機能検査を完了できないため、11月30日終了予定だった定期事業者検査を延長いたします。

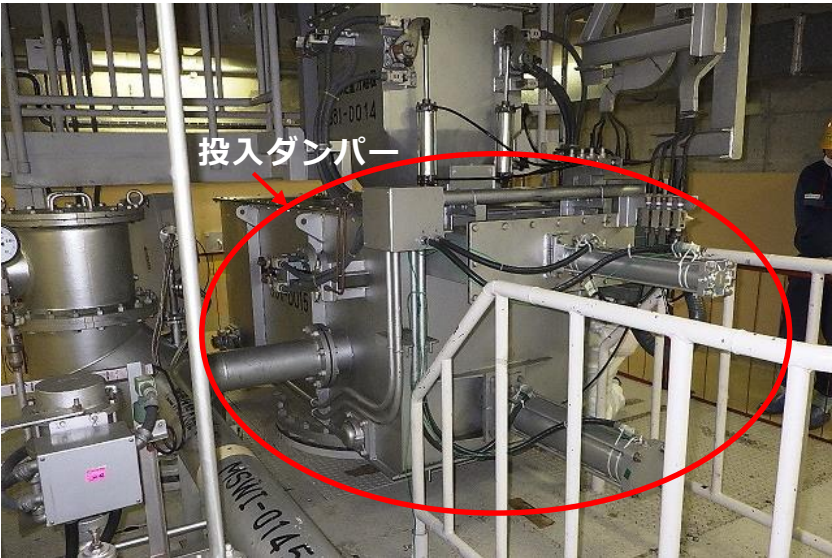
\* 雑固体廃棄物焼却設備：発電所の作業において発生する使用済みのゴム手袋・靴・ヘルメット等を焼却する設備。焼却し、減容された廃棄物はドラム缶に入れて、低レベル放射性廃棄物として発電所内の固体廃棄物貯蔵庫で保管いたします。

- なお、当該設備が運転できるようになるまでの間、可燃物置場が十分に確保されていることから、雑固体廃棄物の処理に影響はありません。  
また、定期事業者検査終了日については、当該設備の投入ダンパーの動作不良の原因等の調査結果を踏まえ改めてお知らせいたします。
- 引き続き安全確保を最優先にプラントの安定維持に取り組んでまいります。

<参考> 動作不良を確認した雑固体廃棄物焼却設備の投入ダンパー



雑固体廃棄物焼却設備イメージ図



雑固体廃棄物焼却設備の投入ダンパー



福島第二原子力発電所 現場概略図